

家事審判所の組織と権能：日本国憲法施行期の役割

著者	長沼 秀明
雑誌名	川口短大紀要
巻	35
ページ	(1)-(15)
発行年	2021-12-25
URL	http://id.nii.ac.jp/1354/00001383/

家事審判所の組織と権能

——日本国憲法施行期の役割——

長 沼 秀 明

はじめに

今から七四年前の昭和二三年（一九四七）五月三日、日本国憲法が施行された。「すべて国民は、個人として尊重される」（第十三条）と謳う日本国憲法は、婚姻および家族について、つぎのように規定する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない

い。

右の条文は、日本国憲法第十三条が定める〈個人の尊厳〉、および第十四条が定める〈法の下の平等〉（「すべて国民は、法の下に平等であつて（略）差別されない。」）という「憲法の基本原理を家族関係に反映させる規定」である。¹ 本条をうけ、旧憲法（大日本帝国憲法、明治二三年（一八八九）二月公布、翌二三年一月施行）のもと、いわゆる家制度を採用した民法第四編「親族」および第五編「相続」（明治三一年（一八九八）六月公布、同七月施行）は全面改正の作業が進められ、改正民法が昭和二二年一月二二日に公布された。こうして「封建的な家制度を解体して憲法の理念に基づく新たな家族の構築²」が図られることとなった。

全面改正された民法（親族編および相続編）が施行されたのは、翌年（昭和二三年）一月一日である。この日、「家事審判法」とい

う名称の法律が同時に施行された。前年（昭和二年）一月六日に公布されたばかりの同法「第一章 総則」は全八条から成る。このうち最初の三カ条は、つぎのとおりである。

第一条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図ることを目的とする。

第二条 家庭に関する事件につき審判又は調停を行うために裁判所法の規定により設けられた地方裁判所の支部は、これを家事審判所とし、その支部に勤務する裁判官は、これを家事審判官とする。

第三条 審判は、一人の家事審判官が、参与員を立ち会わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。

② 調停は、家事審判官及び調停委員を以て組織する調停委員会がこれを行う。

③ 家事審判所は、相当と認めるときは、前二項の規定にかかわらず、一人の家事審判官だけで審判又は調停を行うことができる。

こうして日本国憲法のもと「家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図る」ため「家庭に関する事件につき審判又は調停を行う」裁判所として、新たに「家事審判所」が設置されたのである。

ただし、家事審判所は、わずか一年間で、その役割を終える。同年中に裁判所法が改正され、翌二四年一月一日、家事審判所は少年審判所（法務庁所管）と統合され「家庭裁判所」として新たな歩みを始めることになったからである。

その役割をわずか一年間で終えることになった「家事審判所」に関する総合的な研究は皆無と言つてよい。本稿は、この家事審判所の総合的研究へ向け、その第一歩を踏み出すとするものである。⁴

一 家事審判所の発足

昭和二年八月七日の『讀賣新聞』に、つぎの記事が掲載されている。日本国憲法施行から三ヵ月後のことである。記事全文を掲げよう。

婦人參與官も立會う 家事審判所明春新発足

家庭平和と健全な親族の共同生活を守るため家庭紛争を裁く家事審判所が来春一月一日から発足する。この家事審判所の構成は裁判官たる家事審判官のほか民間有識者の參與官を立會わせその意見を求めて調停し裁判官と世故人情に通じた調停委員からなる委員会が公正な判断を下すわけである、また參與官調停委員の資格には特別な制限はなく調停内容に應じて地方裁判所が誰でも選任できるがこれには相当数の婦人も選任される、

審判をする主なものは

- 一、つれ子離婚の場合における子の氏の変更
- 一、未成年者を養子にする場合の許可
- 一、夫婦の同居その他夫婦間の協力に関する処分
- 一、離婚の場合の財産分與に関する処分
- 一、共同相続人間の遺産の分割

「家庭平和と健全な親族の共同生活を守るため家庭紛争を裁く家事審判所」とあるように、同年一二月に公布されることになる家事審判法の準備が既に進められていたことがわかる。⁵⁾ 右の記事中にも見られるように、家事審判所の審判の対象には子どもに関する事項も含まれた。

同日の『讀賣新聞』の同じページに掲載されている「読者法律相談 毎週木曜掲載」は、読者からの相談（質問）に対して「司法省民法調査室」が回答する企画である。この日の相談は「家の廃止と夫婦親子」「隠居による相続」「跡継ぎのない相続」の三件であった。このうち最初の相談は、つぎのようである。

民法が変わると家という制度がなくなるそうですが、そうなるか
 今までの親子、夫婦などの関係はどうなるのですか、家がない
 以上親子、夫婦の間もいま、でより薄くなることになりますか

（東京世田谷・田島）

日本国憲法施行による家制度の廃止を前に、親子および夫婦の關係が従来より「薄くなる」ことを懸念する相談（質問）と言えるだろう。この相談に対し、司法省民法調査室は、つぎのとおり回答している。

【答】民法が変わっても夫婦、親子の關係は薄くも遠くもなりません。今までの夫婦、親子に関する規定はなくなりませんが、個人の尊嚴と平等を害する規定や男女の平等に反する規定は改められますが夫婦、親子の關係はそのため親密の度を増しこそすれ、疎遠になるとは考えられません。

大多数の国民が、おそらく相談者と同様の疑問を抱いたものと予想される。司法省の回答に「夫婦、親子の關係はそのため「個人の尊嚴と平等を害する規定や男女の平等に反する規定」が改められること——引用者」親密の度を増しこそすれ」とあることは、新しい家族のあり方を考えるうえで、きわめて興味深い。

ちなみに、この時期、後に女性裁判官第一号として知られることになる三淵嘉子が、司法省民法調査室に勤務していた。三淵は後年、「民事部の民法調査室に所属して、民法や家事審判法の立法作業を手伝わせて頂きました」と語っている。⁶⁾ 三淵の役割は彼女自身が後年、東京家庭裁判所参与員・調停委員として東京家庭裁判所合同委員会での講演において「たまたまその頃司法省の民法調査室に

おりまして、といつても改正法案はもうほとんどでき上がつてしましたが⁷⁾と回顧してゐるとおり、民法改正作業そのものについては限定的なものであつたと思われる。しかしながら、新民法の主旨を国民に浸透させるとともに、日本国憲法に適合した「民主的な家庭⁸⁾」の実現へ努力を重ねた三淵の功績は、たいへんに大きいと考えられる。⁹⁾

昭和二十三年一月一日、家事審判所が発足した。その前年（昭和二十二年）一〇月二十七日の『朝日新聞』は「家事審判所設置の意義」と題する社説を掲載している。「改正民法の実施と不可分の関係にある家事審判所の設置に関する家事審判法が、近く国会を通過成立することとなり、明年一月から全国に二百七十六ヶ所の家事審判所が設けられることとなつた。」の一文から始まる、この社説は、その第二段落で、つぎのように述べる。

親族法、相続法の二大部門にわたつて、一大改革を行つた新しい民法の実施は、この家事審判所の機能と切りはなすことが出来ないほど、密接な関係をもつてゐる。家事審判所の機能が十全に活かされることによつて、両性の本質平等を信條とした新しい民法の精神は、はじめて活かされるといつてもよい。家事審判所の發足にあたり、その市民生活に対する重要性をこゝに強調する所以である。

「民法の根本的な改正が、家事審判所の設置となつて結実した」とする、この社説の言うとおり、家事審判所の設立によつてこそ

「新しい民法の精神は、はじめて活かされるといつてもよい」のであつた。

家事審判所設立から十ヵ月後の昭和二十三年（一九四八）十一月、同年に創刊されたばかりの『判例タイムズ』第四輯に「家事審判所の發足」と題する論説が掲載された。執筆者は東京家事審判所主席審判官の佐伯俊三である。「憲法施行一周年の日稿了」と末尾に記された、この論説の冒頭で、佐伯は、つぎのように言う。

家事審判所は遂に誕生した、そして突如として誕生した、遂に誕生したと謂ふのは、早く生るべきものが漸く今日に誕生したとの謂いである。それは歴史的に、社會的に、或いは倫理的に見てその然るを覚えるであらう。¹⁰⁾

日本国憲法施行から一年が経過し、かつ、家事審判所が発足して四ヵ月が経過した時点で、家事審判所の設立が歴史的必然であつたとする佐伯の感慨は、家事審判官をはじめとする家事審判所に集う人びとに共有されたものであつたらう。

二 家事審判所の組織および管轄

(一) 家事審判法規

家事審判所に関する法規は、つぎのとおり、一の法律および六の

規則から成る。¹¹⁾

家事審判法（昭和二十二年一月六日、法律第一五二号）……家事審判所の組織、権限、及び審判・調停に関する大綱並びに罰則を定めた法律。

家事審判所委員会規則（昭和二十二年二月二〇日、最高裁判所規則第十二号）……家事審判所の設立準備及びその運用に関する必要な事項について調査審議し、または地方裁判所に建議するために、各地方裁判所に設けられた家事審判所委員会の組織および権限を定めた規則。

參與員となるべき者の選任規則（昭和二十二年二月二〇日、最高裁判所規則第十三号）……家事審判法第十条第三項の委任に基づいて、參與員候補者の資格、員数、選任方法を定めた規則。

地方裁判所支部設置規則（昭和二十二年二月二〇日、最高裁判所規則第十四号）……その第二条及び別表第二表において、家事審判所を設け、その名称及び管轄区域を定めた規則。

家事審判規則（昭和二十二年二月二九日、最高裁判所規則第十五号）……家事審判法に規定する以外の審判及び調停に関する通則を定め、あわせて改正民法に規定する家庭事件の審判についての各則を定めた規則。なお、家事審判法は、審判及び調停に関しては、その性質に反しない限り非訟事件手続法第一編の規定を準用している（同法七条）。にもかかわらず、家事審判規則中には、この非訟事件手続法第一編の規定に反する規定が設けられている。これは、非訟

事件手続法第一編の規定中には、右家事審判法第七条により性質上、審判及び調停に準用されない規定及び、本来、最高裁判所の規則制定権の対象となる規定があるので、この種の非訟事件手続法の規定に対して、家事審判規則が特別の定をしたものである。

特別家事審判規則（昭和二十二年二月二九日、最高裁判所規則第十六号）……改正民法以外の法律に規定する家庭事件の審判についての各則を定めた規則。したがって、この家庭事件の審判についての通則は、家事審判規則が適用される（同規則第一条）。

家事審判法による申立手数料等規則（昭和二十二年二月二九日、最高裁判所規則第十七号）……家事審判法第五条の委任に基づく參與員及び調停委員の旅費、日当及び止宿料、同法第六条の委任に基づく審判及び調停の申立手数料、家事審判規則第九条に基づく證人、鑑定人、通事等の旅費、日当、止宿料等を定めた規則。

（二）家事審判所の組織

家事審判所においては、家庭事件について審判と調停とを行なうが、元来、家庭事件は、一般の事件と異なり、裁判官が法律のみを適用して処理することは不適當であり、「民間人の關與によつて、親族間の情誼と義理人情とを考慮した」¹²⁾ 具体的妥當な処理をすることを必要とする。このような見地から、審判は、一人の家事審判官が原則として參與員を立ち合わせ、または、その意見を聴いて行ない（家事審判法第三条第一項）、調停は、原則として家事審判官と

調停委員とを以て組織する調停委員会が行なう（同法第三条第二項）こととしている。しかし、事案によって、家事審判所が参与員の参与を必要としないと認めた場合や、調停委員会を開く必要がないと認めた場合には、一人の家事審判官のみで審判や調停を行なうこともできる（同法第三条第三項）。

このように、家事審判所が行なう審判は、参与員の参与によると否とにかかわらず、一人の家事審判官が行かない、また、家事審判所が行なう調停（すなわち調停委員会を開かない調停）は、一人の家事審判官が行なうため、審判機関および調停機関としての家事審判所は、常に単独制であつて、合議制を構成することはない。

家事審判所の主たる職員は、家事審判官、参与員、調停委員、および裁判所書記である。各職員について、その要点を確認しておく。¹³⁾

A. 家事審判官

家事審判官は、審判手続の主体であり、調停委員会を開かない場合の調停手続の指揮者である（家事審判規則第一三四条）。家事審判官は、地方裁判所の支部たる家事審判所に勤務する裁判官である（家事審判法第二条後段）から、最高裁判所が定める（裁判所法第三一条第二項に「最高裁判所は、地方裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。」とあるとおり）。審判は、一人の裁判官が行なう決定の性質を有する裁判である（家事審判法第七条）から、判事補は審判をすることができない（裁判所法第二七条第一項）。調停は裁判

でないから、判事補も、これを行うことができると解するべきであるが、後述のとおり、任意処分不能な事件の審判および強制調停の審判をすることはできない。「したがって、実際問題としては判事補が家事審判官に任命されることはあるまい」と、豊水は述べる。¹⁴⁾

B. 参与員

参与員は家事審判所の諮問機関であつて、その職務は審理に立ち会うことと審判について意見を述べることである（家事審判法第三条第一項）が、家事審判所は事案によっては審判に対する意見のみを求めることもできる。しかし、家事審判所は参与員の意見に拘束されることはない。なお、参与員の意見の秘密性は罰則を以て担保されている（家事審判法第二八条第二項）から、豊水が言うとおり「その意見の内容は記録の上に留むべきではない」。¹⁵⁾

参与員は、家事審判所が事件ごとに参与員候補者の中から指定する（家事審判法第十条第二項）。参与員候補者は、「参与員となるべき者の選任規則」（前述の最高裁判所規則）に従つて、地方裁判所が毎年予め選任しなければならない（同法第十条第三項）。調停委員候補者の選任については、別に最高裁判所規則によらなければならない法的制約がないのに、参与員候補者の選任については右最高裁判所規則によらなければならない法的制約を設けたのは、「審判は事件の強制的解決の方法なので、これに關與する參與員の職務は重大であるから、その候補者の選任については法的制約を設けて各地方裁判所の恣意を封ずる必要がある」¹⁶⁾が、調停は事件の「自主的

解決¹⁷」の方法であり、任意処分不能な事件の審判および強制調停の審判（後述）にあつても、その審判は異議の申立によつて失効する「弱いもの」¹⁸なので、これに關与する調停委員の職務は、参与員の職務に比して「重大でない」¹⁹から、その候補者の選任について法的制約を設ける必要がないためであると考えられる。

家事審判所の指定する参与員の員数には制限がない（家事審判法第十条第一項）。通常は一事件について「一人であるう」²⁰が、事案によつては数人の参与員を指定することも自由である。一事件につき二人以上の参与員を指定した場合には、その複数の参与員が一の諮問機関を構成するのではなく、参与員は「各別の諮問機関」²¹であるから、評議して一の意見を述べるべきではなく「各別にその意見を述ぶべきである」²²。

参与員には国庫から、旅費、日当、止宿料が支給される（家事審判法第五条、家事審判法による申立手数料等規則第五条、第九条、第十条）。参与員の日当が一日百円以内であるのに対し、調停委員の日当が一日六五円以内であり、両者の間に差異があるのは、前述のとおり、その職務に軽重のあること、および、これに伴つて、その人選を異にすることに対応するものであるとされる²³。

C. 調停委員

調停委員は、原則として家事審判官と共に調停委員会の組織員であるが、任意処分不能な事件の審判および強制調停の審判（後述）にあつては、この審判について意見を述べる諮問機関である（家事

審判法第二三条、第二四条第一項）。後者の場合、家事審判所は、その意見に拘束されない。

調停委員は、参与員と同様、家事審判所が事件ごとに指定する。指定される者の範囲は、原則として、①地方裁判所が予め選任する調停委員候補者、②当事者が合意で定める者、である（家事審判法第二条第二項）が、例外として、事件の処理上に必要がある場合には、③右の①②以外の者でも指定することができる（同法第二条第三項）。

右①の調停委員候補者の選任については、前述のとおり、最高裁判所規則の制定はないが、「参与員となるべき者の選任規則」に「準じて選任すべきである」²⁴と豊水は言う。

調停委員の員数は、調停委員会ごとに二名以上であり、調停委員会は、家事審判官一名と、複数の調停委員を以て構成される（家事審判法第二条第一項）。

調停委員には国庫から、旅費、日当、止宿料が支給される（家事審判法第五条、家事審判法による申立手数料等規則第五条、第九条、第十条）。

D. 裁判所書記

裁判所書記は、調書の作成（家事審判規則第三条第二項、第十条）、審判書の正本及び謄本への署名捺印（家事審判法第七条、非訟事件手続法（明治三十二年法律第一四号）第一七条第三項）、記録の正本・謄本・抄本、及び事件に関する証明書の交付（家事審判規

則第二二条第一項)等の職務を行なう。

家事審判官および参与員には、裁判官の除斥、忌避、回避に関する民事訴訟法の規定が準用され、家事審判所の書記には、裁判所書記の除斥、忌避、回避に関する民事訴訟法の規定が適用される(家事審判法第四条)。したがって、審判手続にあつては、家事審判官、参与員、書記について、調停手続にあつては、調停委員会を開くこと否にかかわらず、家事審判官および書記について、それぞれ、除斥、忌避、回避の制度がある。しかし、調停委員については、この制度がない。参与員と処遇を異にしたのは、前述のとおり、調停委員の職務が参与員の職務に比して「重大でない」からであるとされる。²⁵⁾

(三) 家事審判所の管轄²⁶⁾

家事審判所は、家庭事件について審判と調停とを行なう職分管轄(権限)を有する地方裁判所の支部である(家事審判法第二条前段)。最高裁判所は、裁判所法第三一条第一項に基づく地方裁判所支部設置規則(前述)第二条および別表第二表を以て、全国に二七六の家事審判所を設け、その名称および管轄区域を定めた。

そもそも、家事審判所制度を設置した目的は「國民をして改正民法に従い平和な家庭生活と健全な親族共同生活を営ましめるため、家庭事件について氣安く公権的判断を受けさせること」²⁷⁾にある。この目的を達成するためには、家事審判所をいわゆる争訟や刑事事件

で取り扱う裁判所とは別な「特別の施設」²⁸⁾とする必要があつた。²⁹⁾

A. 職分管轄

家庭事件について審判と調停とを行なう職分管轄を有する裁判所は、家事審判所のみであり、他の裁判所は、このような管轄を有せず、また、家事審判所は、この職分管轄以外の職分管轄を有しない。このことは、家事審判法(第二条前段、第九条、第一七条等)、民法(家事審判法第九条第一項が掲げる条文)等の規定上、明白である。したがって、家事審判所の、この職分管轄は、他の裁判所の支部の職分管轄のように単なる内部的事務分配に過ぎないものではなく、外部に対しても効力を有する専属的な職分管轄である。もつとも、調停については、たとえば、親族間の借地借家、小作、金銭債務等の調停にあつては、家事審判所の職分管轄と家事審判所以外の裁判所の職分管轄とが競合する。

家事審判所は、すべての家庭事件について、審判または調停を行なうが、すべての家庭事件について審判と調停との両者を行なう職分管轄を有するわけではない。家庭事件は、その性質にしたがつて、審判のみを行なう職分管轄を有する事件(甲類事件)、審判と調停との両者を行なう職分管轄を有する事件(乙類事件)、調停のみを行なう職分管轄を有する事件(丙類事件)の三種に区分される。

右三種の詳細は、つぎのようである。

ア. 審判を行なう職分管轄を有する事件

審判の対象となる事件は、右三種の区分のうち甲類事件および乙類事件である。これら審判事件のうち改正民法に規定するものは、家事審判法第九条第一項および附則第二項が、甲類、乙類に分類して、すべて掲げており、改正民法以外の法律に規定するものは、それぞれの法律が、甲類、乙類に分類して規定している（詳細は省略）。

法律において家事審判所が審判を行なう職分管轄を有すると規定していない事件は、それが家庭事件であっても、審判の対象とならない。したがって、改正民法の親族編および相続編に規定する事件が、すべて審判の対象となるわけではなく、身分関係事件としては、離婚事件、離縁事件、任意処分不能な事件（後述）が除外され、また、財産関係事件としては、相続回復事件および遺留分減殺事件が除外されている。右の身分関係事件を審判の対象から除外したのは、この事件は、いずれも基本的な身分関係自体の発生または消滅にかかる重大な事項であり、かつ本来の訴訟事件であるから、当事者間に争いのある以上、簡易主義および非公開主義を採る審判手続（後述）を以て強制的に解決することは不適當であり、その性質上、厳格な人事訴訟手続法（明治三十一年公布）により訴訟手続を以て慎重に裁判することを必要とするからである。また、右の財産関係事件を審判の対象から除外したのは、これらの事件は、その性質上、親族または、これに準ずる者以外の者が当事者となる場合があり、家庭事件たるの性質を有するとは限らず、かつ本来の訴訟事

件であるので、当事者間に争いのある以上、従前と同様、民事訴訟法によって処理することとされたのである。しかしながら、家事審判所の審判の対象から除外された身分関係事件、および家庭事件である場合と同様に除外された財産関係事件は、いずれも調停の対象となり、しかも、これらの事件については、後述のとおり調停前置主義が採られ、さらに、これまた後述のとおり、任意処分不能な事件の審判および強制調停の審判をなし得る。したがって、これらの事件の大部分は、家事審判所の調停において処理されることとなり、真に争いのある場合にのみ、訴訟手続によって処理される。

イ. 調停を行なう職分管轄を有する事件

調停の対象となる事件は、前述アの審判事件たる乙類事件および訴訟事件たる丙類事件であり、家庭事件のうち甲類事件を除く、すべての事件が、これに含まれる。甲類事件が除かれたのは、これらの事件が、すべて、いわゆる争いでない事件であるため、その性質上、調停に適さないからである。したがって、調停の対象となる事件は、旧人事調停法（昭和一四年公布。昭和二二年一二月、家事審判法施行法により廃止）におけると同一であり、審判の対象から除外された身分関係事件、および、親族または、これに準ずる者の間における審判から除外された財産関係事件（いずれも前述）も調停の対象となる。

しかしながら、家事審判所の調停において有する職分管轄は、旧人事調停法に比べ、つぎのとおり強化されている。

(ア) 離婚および離縁の調停の成立

旧人事調停法にあっては、調停は裁判上の和解と同一の効力を有し、かつ本人の処分許されない事項については調停の効力を認めなかった(同法第七条)ので、性質上、裁判上の和解の成立し得ない離婚、離縁、および任意処分不能事項(後述)については、たとえ調停が成立しても、その効力を生じることがなかった。しかし、家事審判法にあっては、任意処分不能事件(後述)以外の事件については調停の成立を認め、かつ訴訟事件たる丙類事件の調停は直ちに確定判決と同一の効力を有することとしている(同法第二二条)から、離婚または離縁の調停が成立すれば、裁判上の離婚または離縁と同一の効力を有することとなった。

(イ) 任意処分不能事件の審判

家事審判法第二三条に掲げる任意処分不能事件、すなわち、①婚姻の無効または取消事件、②協議上の離婚の無効または取消事件、③民法第七七三条の規定により父を定めることを目的とする事件、④嫡出子の否認事件、⑤認知事件、⑥認知の無効または取消事件、⑦養子縁組の無効または取消事件、⑧協議上の離縁の無効または取消事件、⑨身分関係の存否の確定に関する事件、の九種の事件は、いずれも「公益に至大な関係を有する事件」³⁰⁾であり、その性質上「當事者の合意のみによる任意処分を許すことは不適当」³¹⁾であるから、家事審判法においても、旧人事調停法(第七条但書)におけると同様、合意のみによる調停の成立を認めない(家事審判法第

二二条第二項)。

しかしながら、調停委員会の調停において、このような任意処分不能な事件について当事者間に合意が成立し、かつ、その原因事実の有無について争いが無い場合であっても、旧人事調停法の下におけるように、訴訟によって争わなければならないとすることは、望ましいことではない。そこで、家事審判法においては、このような場合、必要な事実について人事訴訟手続法における同一程度の職権調査をすること、および調停委員会の意見を聴くことを要件として、家事審判所へ「当該合意に相当する審判」を行なう権限を付与した(同法第二三条)。ただし、この審判は、その対象となる任意処分不能な事件が訴訟事件であることに鑑みて、異議の申立があれば、当然に失効することとしている(同法第二五条第二項、後述)。

(ウ) 強制調停の審判

旧人事調停法においては強制調停の途はなかったので、調停制度は「弱い実効のないもの」³²⁾であった。そこで、家事審判法においては、調停委員会の調停において訴訟事件たる丙類事件について調停が成立しない場合には、調停委員の意見を聴くこと、および当事者双方の申立の趣旨に反しないことを要件として、家事審判所に強制調停の審判をする権限を付与した(同法第二四条)。乙類事件を強制調停の審判の対象から除外したのは、これらの事件は、任意調停が成立しなければ、当然、審判手続に移行し(同法第二六条第一項)、審判手続において審判をすることができるからである。なお、

同法第二四条第一項中に「当事者双方の申立の趣旨に反しない限度で」とあるのは、当事者双方のいずれもが申し立てない事項の審判をすることはできないという意味であり、当事者の一方の申立の趣旨にそうならば、他方の申立の趣旨に反して、この審判をすることは、もちろん、差し支えない。たとえば、当事者の一方が離婚を欲しなくても、離婚の強制調停の審判をすることができる。³³⁾

任意処分不能な事件は、前述のとおり、本来、調停の成立し得ない事件であるから、常に「調停が成立しない場合」(家事審判法第二四条)に該当する。したがって、強制調停の審判の対象となる。また、子の監護者の指定、その他、子の監護に関する事件(同法第九条第一項乙類四号)、財産の分与に関する事件(同類五号)、親権者の指定に関する事件(同類七号)は、いずれも、本来は乙類事件であるが、婚姻の取消または離婚の訴と共に提起されれば、訴訟事件となるので、離婚の取消または離婚の強制調停の審判をする際、同時に、この事件についても強制調停の審判をすることができる。この強制調停の審判も、その対象となる事件が訴訟事件であるため、異議の申立があれば、当然に失効する(家事審判法第二五条第二項)。

B. 土地管轄

ア. 管轄区域

家事審判所の管轄区域は、前述のとおり、地方裁判所支部設置規則第二条および別表第二表によって定まっている。この管轄区域

は、職分管轄が外部に対して効力を有する専属的管轄であるのと異なり、他の地方裁判所支部の管轄区域と同様、単なる内部的事務分配に過ぎず、外部に対しては本庁の管轄区域と同一である。³⁴⁾

イ. 土地管轄の決定

事件を管轄する家事審判所については、審判事件と調停事件との両者に共通する一般原則的規定は存在しない。審判事件の管轄家事審判所は、事件ごとに家事審判規則および特別家事審判規則が関係人と家事審判所との便宜を基礎として定めている。調停事件の管轄家事審判所は、相手方の住所地または当事者が合意で定める家事審判所である(家事審判規則第一二九条)。

しかし、つぎの場合は、右の規定によっては管轄家事審判所が定まらないので、それぞれ管轄家事審判所を定める措置が講じられている。

(ア) 管轄家事審判所が住所地によって定まる場合(たとえば、家事審判規則第二二条、第三〇条、第三一条、第三八条、第四五条、第四七条、第五一条、第五二条、第五六条等)において、日本に住所がないとき、または日本の住所が知れないとき、および、管轄家事審判所が相続開始地によって定まる場合(たとえば、同規則第九九条、第一二〇条)において相続が外国において開始したときは、非訟事件手続法第二条によって管轄家事審判所が定まる(家事審判法第七条)。

(イ) 一事件について数個の管轄家事審判所があるときは、非訟

事件手続法第三条によつて管轄家事審判所が定まる（家事審判法第七条）。

（ウ） 数個の家事審判所の土地管轄について疑いのあるときは、非訟事件手続法第四条によつて管轄家事審判所が定まる（家事審判法第七条）。

ウ. 移送

右のとおり土地管轄の決定によつて家事審判所の土地管轄は定まるのであるが、この土地管轄は、民事訴訟法に比して、きわめて緩やかであり、つぎのとおり広汎な移送および自庁処理が認められている。これは「土地管轄にこだわらず、最も當該事件を處理するに適當な家事審判所をして事件を處理させんとする趣旨⁽³⁶⁾」である。

（ア） 管轄に属しない事件を受理したとき。

この場合には原則として、事件を管轄家事審判所へ移送しなければならぬが、事件を處理するために特に必要があると認めたとときには、その事件を管轄権のない他の家事審判所へ移送することもできるし、また、自庁において處理しても差し支えない（家事審判規則第四条第一項）。

（イ） 管轄に属する事件を受理したとき。

この場合にも、事件を處理するために適當であると認めたとときは、その事件を管轄権のある他の家事審判所へ移送することも、また、管轄権のない他の家事審判所へ移送することもできる（家事審判規則第四条第二項）。

右の（ア）または（イ）によつて移送を受けた家事審判所が、さらに、その事件を他の家事審判所へ再移送できるか否かは「疑問であるが、消極に解すべきであらう⁽³⁷⁾」と豊水は言う。

三 家事審判所の始動

こうして家事審判所の制度は整った。新憲法の制定をうけて民法のうち家族法が全面改正され、その施行と同時に家事審判法も施行されることとなった。家事審判所は、日本国憲法に適合した「民主的な家庭⁽³⁸⁾」の実現をめざし、いよいよ昭和三年（一九四八）一月一日から、その活動を開始する。

その半月前の昭和二年二月一六日、『朝日新聞』は、つぎの記事を掲載した。

家事審判所 元日から店開き

情義にもつき解決 參與、調停委員の三分の一は婦人

家事審判法が國會で成立し、去る六日公布、明年一月一日から全國二百七十七ヶ所で一せいに店開きする。最高裁判所では、全国各地方裁判所毎に民間の有識者、法曹関係者、報道関係者その他知名士など知識人を集めて家事審判所設置委員会を設け、同委員会の答申によつて民間男女知識人をも網羅する參與員、調停委員を選任、委嘱して名実ともに民主的な明るい審判

所を設置することに決した。(以下略)

すでに見たとおり、家事審判所は、家事審判官、裁判所書記のほか、「民間男女知識人」から選任される参与員および調停委員によって構成される。家事審判所の諮問機関たる参与員、および調停委員会の組織員たる調停委員は、いずれも「民主的な明るい審判所」、そして「民主的な家庭」の実現において、きわめて重要な役割を担うのである。

昭和二十三年一月、最高裁判所(三淵忠彦長官)は、家事審判所の発足にあたり『家事審判所の話』を刊行した。最高裁判所は前年八月に誕生したばかりである。

同書の「はしがき」は、こう述べる。

いよ／＼今年の一月一日から、全国に日本ではじめての家事審判所が開設され、家庭事件は、総てこの家事審判所で取り扱うことになりました。

この家庭事件は、國民の誰にも関係のある身近なものですから、これを取り扱う家事審判所のことは、國民の誰もが知らなければなりません。殊に家事審判所で直接家庭事件の処理に携わる参与員や調停委員の方には、是非とも十分よく承知しておいていただかなければなりません。そこで家事審判所についての常識をこの小冊子にまとめて、お配りすることにしました。

この小冊子を熟読されて、執務の参考にされると共に、家事審判所の普及宣傳の資料にもしていただきたいと思ひます。⁴⁰⁾

右の「はしがき」全文から、この四〇ページ弱の「小冊子」は家事審判所の参与員および調停委員へ向け、作成・配付されたことが判明する。では、最高裁判所が言う「家事審判所についての常識」とは何か。

この冊子の本文は「一、どうして家事審判所ができることになつたか」から始まる。本文の冒頭は、つぎのとおりである。

第一回國會で民法が改正されて、総ての人は戸主や封建的な「家」の束縛から解放され、成年男女は自分の責任で自由に結婚できることになり、夫婦は同等の権利と義務とを持つて互に助け合うことになり、又長男だけが一家の全財産を相続する家督相続の制度もなくなつて、子供は平等な割合で親の財産を受け継ぎ、残された配偶者も相続の分前にあづかることになりました。斯くして私生活の分野においても、新憲法の宣言した「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」という大原則が貫かれ、総ての國民はこの新民法に従つて、民主的な平和な、しかも責任のある家庭生活と健全な親族共同生活を営むことになりました。⁴¹⁾

日本国憲法のもと全面改正された民法（家族法）がめざす「民主的な家庭」⁽⁴²⁾が高らかに宣言されている。家族と子どもにとつての新時代の到来である。

しかしながら、現実には厳しい。「家庭事件」の頻発である。冊子は、こう続ける。

しかし、不幸にして一度家庭内や親族の間に争が起きますと、その解決は、結局裁判所に持ち出さなければなりません。訴訟では、夫婦、親子、兄弟、姉妹その他の親族が、互に原告となり被告となつて、公開の法廷に対立し、しかも多大の日時と費用とを犠牲にして、「血で血を洗う争」を解決しなければならぬのでありまして、家庭の平和と健全な親族共同生活を維持する上からは、義にも欠け情にも全からぬ遺憾な点が多いのです。又裁判が公開される結果、家庭内や親族の間に生じた争や一身上の秘密が世間に暴露され、暗闇の恥を明るみに出すことになるので、これを慮れて、泣寝入をする場合や、争を裁判所に持ち出さずに内部で紛争を重ね、遂に家庭生活や親族共同生活を破局に導いている事例が多いのです。これでは、いかに民法が理想的に改正されても、國民は、この新民法に従つて、民主的な平和な家庭生活と健全な親族共同生活を営むことはできません。斯様な争を理想的に解決するためには、どうしても裁判官に民間の有識者を加えた機関が、訴訟の形式によ

らないで、非公開の手続で、争の当事者や関係人と膝を交えて親しく話し合つて、争を家庭内や親族間の情誼に適合するように解決することが必要です。

そこで、この理想に従つて家庭内や親族の間に生じた争や重大な事柄を処理するために、第一回國會において民法を改正する法律と一緒に家事審判法が成立し、最高裁判所においてもこれに関する規則を制定しましたので、いよ／＼本年一月一日から新たに家事審判所が開設され、総ての家庭事件を取り扱うことになりました。⁽⁴³⁾

「義にも欠け情にも全からぬ」「血で血を洗う争」の「家庭事件」を「理想的に解決」するためには、いったい、どうすれば良いのか。その重要な一つの解決方法が「民間の有識者」の家事審判所への参画であつた。⁽⁴⁴⁾

おわりに

家事審判所は「家庭事件、言い換えれば、家庭内や親族の間に生じた争の事件や争でない重大な事柄の事件をやさしい手続で、早く、親切に、しかも、適切に処理する家庭事件専門の裁判所」⁽⁴⁵⁾である。本稿は、家事審判所の組織と権能とを家事審判法規により明らかにした。個人の尊厳および両性の本質的平等という基本理念を貫

く日本国憲法の下、新たに誕生した家事審判所は、家庭問題をいかに解決し、憲法がめざす「民主的な家庭」⁽⁴⁶⁾をいかにして実現せんとしたのであるか。家事審判所の実態解明が次の課題となる。

注

- (1) 渋谷秀樹『憲法を読み解く』有斐閣、二〇二一年、六九ページ。
- (2) 同右、七〇ページ。
- (3) 昭和二年五月三日、日本国憲法および裁判所法の施行により、裁判所は司法省から分離され、裁判所関係の事務は最高裁判所の所管に移された。翌昭和三年二月、法務庁設置法の施行により、司法省が廃止され、新たに法務庁が発足した(法務省「法務省の沿革」<https://www.moj.go.jp/hisho/soshiki/enkaku.html>)。二〇二一年九月一八日閲覧)。
- (4) 本稿とあわせて「家事審判所の創設——教育史からの考察——(序)」を『埼玉学園大学紀要』人間学部篇の最新号(第二二号、二〇二一年二月)へ発表している。ぜひ参照されたい。
- (5) 家事審判法の制定過程(とりわけ家事審判所の設立)については別稿を準備中である。
- (6) 野村二郎インタビュー「法曹あの頃——第五四回 三淵嘉子氏に聞く 女性裁判官第一号」『法学セミナー』第三〇三号、一九八〇年五月、一一ページ。
- (7) 三淵嘉子「民法改正余話」『ケース研究』第一八五号、一九八一年八月、二ページ。
- (8) 同右、三ページ。
- (9) 家事審判所の創設および運用過程における三淵嘉子の役割については別稿を準備する予定である。
- (10) 佐伯俊三「家事審判所の發足」『判例タイムズ』第四輯、一九四八

年十一月、五四ページ。

- (11) 豊水道祐「家事審判所の組織、管轄及び手続について」『判例タイムズ』第三輯、一九四八年八月、三二ページ。
- (12) 同右、同ページ。家事審判所の手続の特質については、別稿「家事審判所の創設——教育史からの考察——」で論じている。
- (13) (25) 同右、三三ページ。
- (26) 豊水道祐、前掲「家事審判所の組織、管轄及び手続について」。
- (27) (28) 同右、三四ページ。
- (29) この詳細については前掲別稿「家事審判所の創設——教育史からの考察——」で考察している。
- (30) (37) 豊水道祐、前掲「家事審判所の組織、管轄及び手続について」三五ページ。
- (38) 三淵嘉子、前掲「民法改正余話」三ページ。
- (39) 同右。
- (40) 最高裁判所事務局民事部「家事審判所の話」一九四八年一月、「はしがき」。
- (41) 同右、一ページ。
- (42) 三淵嘉子、前掲「民法改正余話」三ページ。
- (43) 最高裁判所事務局民事部、前掲「家事審判所の話」一〜三ページ。
- (44) 「訴訟の形式によらない」解決方法については前掲別稿「家事審判所の創設」で考察している。
- (45) 最高裁判所事務局民事部、前掲「家事審判所の話」一三ページ。
- (46) 三淵嘉子、前掲「民法改正余話」三ページ。

(提出日:二〇二二年九月三日)